経営革新計画申請支援窓口
イノベーションの「見える化」で経営強化を

経営力UP

中小企業の新たな取り組みを支援

東京商工会議所中小企業相談センターでは「経営革新計画書」の策定を支援する「経営革新計画申請支援窓口」を設置している。経営革新計画書とは、中小企業の新たな取り組みについて、実現性がある数値目標を具体的に定めた中期経営計画書をいう。経営革新計画が東京都に承認されることで、日本政策金融公庫による低利融資や、中小企業信用保険法の特例、市場開拓助成事業など、各種支援施策の利用が可能となる。また、東京都では、同計画に基づき新事業に積極・果敢に取り組み、顕著な経営の向上を果たした企業を「東京都経営革新優秀賞」として表彰している。平成25年度には、東商の支援窓口を利用した大東工業（井上浩社長・荒川区）が、最優秀賞を受賞。東商は計画策定を支援することで、都内中小企業の活性化を図っている。

平成25年度 東京都経営革新優秀賞 最優秀賞 大東工業

大手石油化学メーカーのプラント等に設置する歯車式ポンプを製造・販売している大東工業は、環境保護に貢献できる完全密閉型の新型ポンプを開発。同製品による新市場開拓をテーマにした経営革新計画を策定する際、東商の支援窓口を利用。同社の経営革新の取り組みは高く評価され、平成25年度東京都経営革新優秀賞の最優秀賞を受賞した。

井上浩社長

東商の支援窓口を利用しようとしたきっかけは？

当時参加した荒川区「あらかわ経営塾」で、卒業する際の課題が経営革新計画の策定でした。計画書を東京都に提出する前段階で、内容について東商の支援窓口で相談を受けられるという話を聞き、利用することにしました。

支援窓口利用前から、経営革新計画の策定を中小企業診断士の方々と共に進めていたため、最後の仕上げとして、窓口で専門家によるアドバイスを受けました。東京都の経営革新計画の承認を受けるという目標に向かって、専門家と共に策定を進めたことで精度の高いものを作ることができました。比較的スムーズに承認を得られたので、とても満足しています。

最優秀賞を受賞できたポイントは？

経営革新計画に盛り込んだ革新事業である「シールレスギヤポンプ」の開発に成功したことが大きいと考えています。従来の歯車式ポンプは、「送液が多少はポンプ外部に漏れる」という前提で設計されていましたが、シールレスギヤポンプは、マグネット技術を活用した、送液を全く外部に漏らさない、完全密閉型の歯車式ポンプです。環境保護につながる製品開発により、建設業界などからの高い関心を集めることができました。

シールレスギヤポンプ

現在は、主に新幹線の消雪設備や高層ビルなどの非常用電源装置への燃料供給ポンプとして、新製品が活用されています。震災をきっかけに、電力等のエネルギーの確保や環境対策について企業の関心が高まったことも、シールレスギヤポンプに注目が集まった要因だと感じています。

経営革新計画承認のメリットは？

計画を進める中で、新製品開発に際して、中国のレアアース問題が発生しました。しかし、逆にそれが契機となって、主要部品の内製化や低コスト化への道を開くことができました。今後も大型精密歯車の製造に取り組むなど、さらなる開発を進める予定です。また、日本政策金融公庫から低金利の融資を受けることもできました。現在は、本社敷地内に新たな計測施設を建設中です。東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、建設需要の拡大も見込まれており、今後も社員一丸となって経営革新に取り組んでいこうと思います。

承認後利用できるようになる支援施策

日本政策金融公庫による低利融資
（承認企業の利用率　25.3%）
日本政策金融公庫で、通常の条件よりも優遇された融資に申し込むことができます。

中小企業信用保険法の特例
（承認企業の利用率　14.9%）
承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な資金融資の信用保証を通常とは別枠で申請することができます。

市場開拓助成事業
（承認企業の利用率　8.0%）
開発・製品化した新製品・新技術等の販路開拓を促進するため、国内外の見本市に出展する経費や新聞・雑誌に掲載する広告費の一部について、東京都中小企業振興公社が実施する助成に申し込むことができます。

特許関係料金減免
（承認企業の利用率　2.3%）
経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。

日本政策金融公庫による
スタンドバイ・クレジット制度（新）
中小企業が海外に設立した現地法人が、海外の金融機関に現地通貨建ての融資を申し込む際に、日本政策金融公庫が提携の海外金融機関に債務保証を行う旨の信用状を発行することで、現地での円滑な資金調達を支援する制度です。

承認の要件

Q「新たな事業活動」とは？

A「新事業活動」とは、以下の4つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

新事業活動の4分類
①新商品の開発または生産
②新役務（サービス）の開発または提供
③商品の新たな生産または販売方式の導入
④役務の新たな提供の方法の導入
その他の新たな事業活動

Q「実現性のある数値目標」とは？

A 計画期間に応じて、経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率が規定されています。

計画期間	条件①「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率	条件②経常利益の伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上
計画は、条件①と条件②の両方を満たす必要があります。		

審査のポイント

新規性とは？
既存事業と比較して、どこが新しい事業であるのか。他社と比較した場合の違い（ターゲットやメリットなど）は何か。

実現可能性とは？
いつ・どこで・何を・どのように取り組むのか。人・モノ・金などの経営資源は手当されているか。仕入先、販売先や顧客ニーズの把握など売上計画は適当であるか。

業種毎に同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

問い合わせ　東京商工会議所 中小企業相談センター ☎03(3283)7700
〒100-0005 千代田区丸の内3-2-2　http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/

東京商工会議所
The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

新たな設備を導入しようとしている
新しい市場に挑戦しようとしている
経営の大きな舵切りをお考えの皆様

経営革新計画書とは、中小企業の「新たな取り組み」について、「実現性がある数値目標」を具体的に定めた中期経営計画書です。その計画を東京都に申請し、承認を受けることで、低利の融資や特許料の減免等の様々な支援策を利用できるようになります。

その取り組み、経営革新計画書にしましょう！
経営革新計画申請支援窓口のご案内

ご利用の方法とお問い合わせ先
お電話で担当者との面談のご予約をいただいております。
03-3283-7700
東京商工会議所
中小企業相談センター
（東商ビル1階）
詳細はウェブサイトでご覧いただけます
経営革新　検索

よくあるお問い合わせ（FAQ）
❶ **誰が支援してくれるのか**
→専任の担当者が申請のお手伝いをいたします。事前にお電話で面談のご予約を入れていただくことをお願いしております。
❷ **どういう支援が受けられるか**
→申請手続のご案内から計画のテーマやストーリーの考え方のアドバイス、マニュアルを用いての具体的な計画書作成のお手伝いをいたします。ご相談はすべて無料です。
❸ **申請には何を用意すればよいか**
→申請時に必要な書類は、作成いただく計画書のほか、①直近2期分の税務申告書付決算書 ②商業登記簿謄本の写し ③定款の写しになりますが、詳細は別途ご案内いたします。
❹ **申請書の提出までに何回位面談を行うのか**
→平均4回程度ですが、その他に、電話やEメールで詳細を詰めていきます。